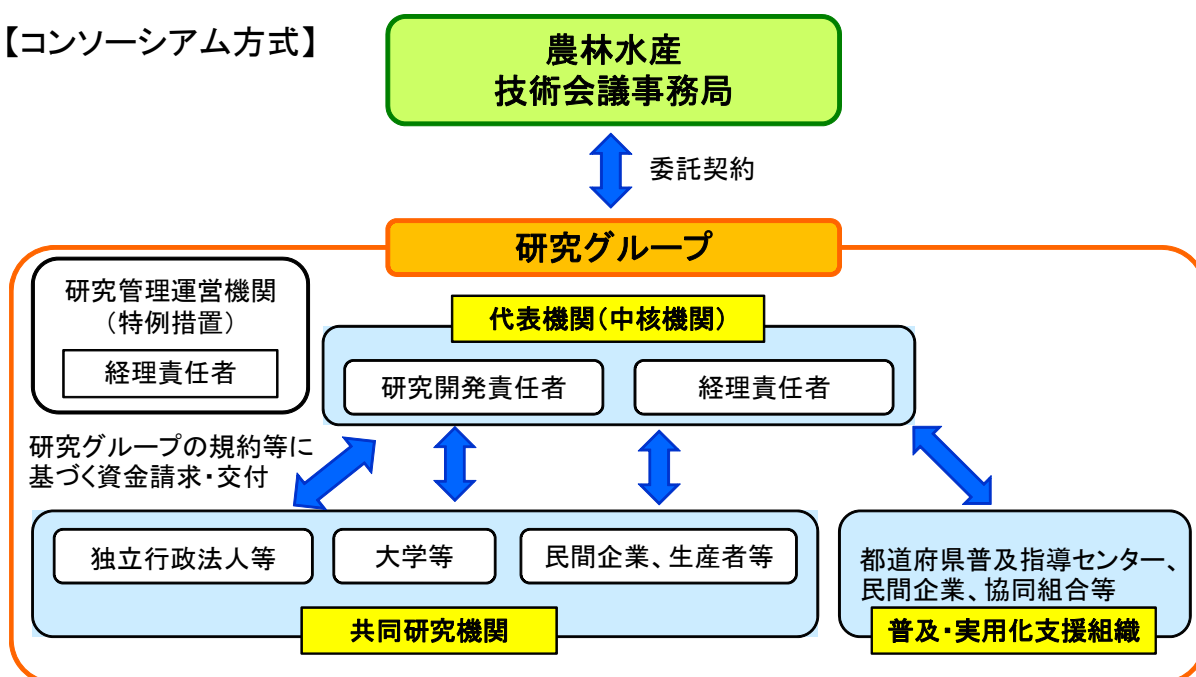


農林水産研究委託事業に係る契約方式について

複数の機関で構成される共同研究による、農林水産研究委託事業への応募及び当該事業の実施に当たっては、複数の研究機関等が共同して研究グループを構成している実態、その研究機関等相互の協働等を考慮し、研究機関が共同して構成した研究グループに農林水産省との契約を締結していただくこととしています。

その際の事務の流れは次の1. 及び2. のとおりです。

【コンソーシアム方式】



- (1) 研究グループと農林水産省との契約に当たっては、研究機関等が共同して構成した研究グループの代表機関と農林水産省が契約していただきます。平成25年度食料生産地域再生のための先端技術展開事業応募要領「3 (2) 複数の研究機関等が研究グループを構成して研究を行う場合の要件」を満たすとともに、参画する研究機関等それぞれの分担関係を明確にした上で、研究グループの代表機関が中心となって、契約単位としての研究グループを設立していただきます。研究費は、各研究機関等が責任を持って執行していただきます。
- (2) 本事業では、事務局が必要と認めた場合に限り、研究代表者が所属する研究機関等（研究グループで応募する場合は代表機関）とは別に、国との委託契約業務や経理執行業務を担う機関（以下「研究管理運営機関」という。）を設置できるものとします。

[研究管理運営機関を設置できる例]

- ・ 地方公共団体において、研究の実施に当たって事前に予算措置を要する等の特殊性を考慮し、地方公共団体に所属する研究者が研究代表者となる場合であって、かつ、地方公共団体に経理責任者を配置することが困難と認められる場合
- ・ 研究代表者が中小企業等に所属し、又は研究グループに多数の中小企業等が参画

しており、国との委託契約の実績がほとんどないため、委託契約の締結が著しく遅延すると認められる場合

この場合、構成員の要件は、一部、以下のとおり変更いたします。

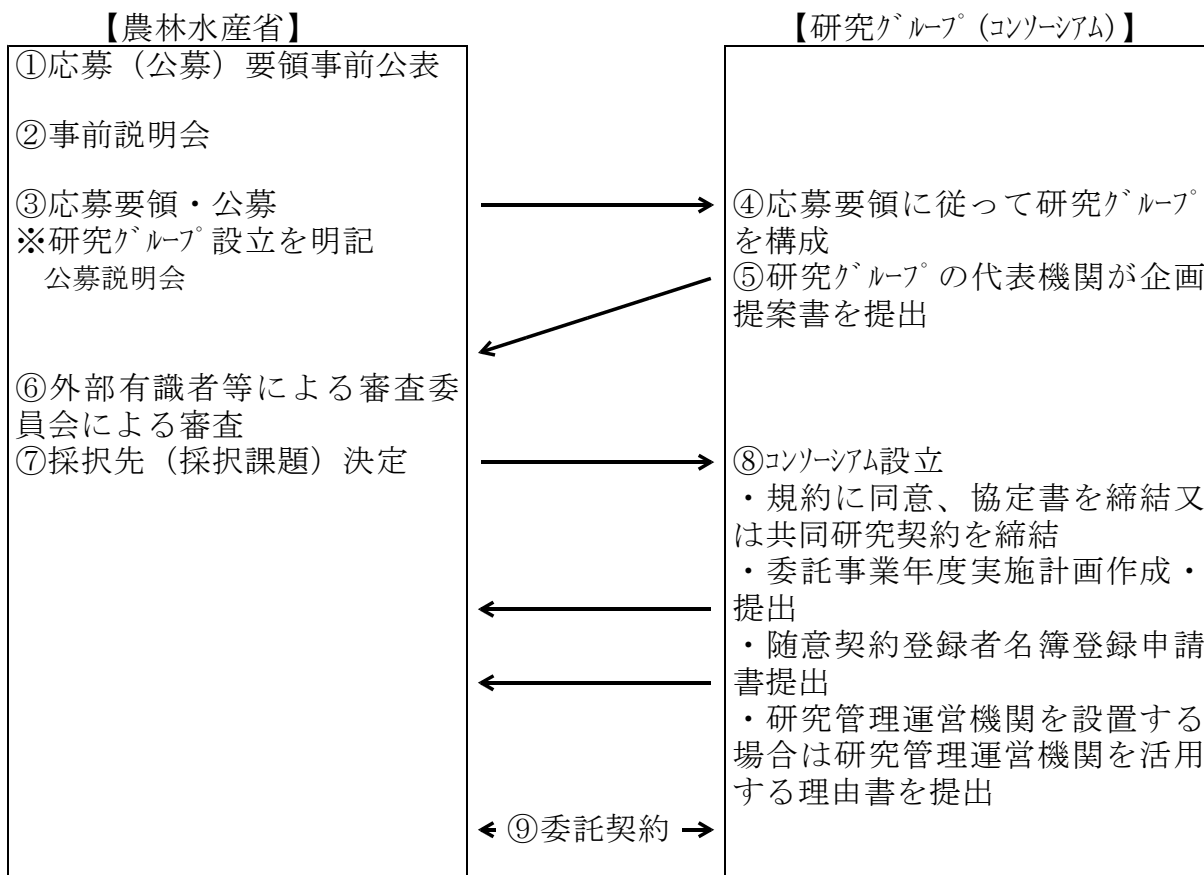
[研究管理運営機関の要件]

研究を実施する機関が、研究管理運営機関となる場合は、以下の要件とします。

- ① 国内に設置された機関であり、法人格を有すること（個人は代表機関となることはできません。）。
- ② 事業を推進するに当たり、適切な管理運営を行う能力・体制を有していること。
具体的には、アからエまでの能力・体制を有していること。
ア 研究グループを設立し、国との委託契約を締結できる能力・体制
イ 知的財産に係る事務管理等を行う能力・体制
ウ 事業費の執行において、区分経理処理が行える会計の仕組み、経理責任者の設置や複数の者による経費執行状況確認等の適正な執行管理体制（体制整備が確実である場合を含む。）
エ 研究成果の普及、共同研究機関等との連絡調整等、コーディネート業務を円滑に行う能力・体制
- ③ 研究代表者と一体となって研究を推進することができる範囲の地域に所在する機関であること。
- ④ 公的機関との委託契約の実績を有し、委託契約手続をスムーズに行うことができること。

なお、この措置は特例措置であることから、これを希望する場合は、研究管理運営機関を活用する理由を応募書類（様式5）に記載していただくとともに、応募研究機関等（研究グループで応募する場合は代表機関）の経理責任者の承認を必要とします。

1. 公募から契約締結までの事務の流れ



※注1：⑧により、研究グループとして契約する体制を構築。

※注2：随意契約登録者名簿登録申請書は、農林水産省との契約を代表機関である法人名等で行う場合であって、農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する場合は提出不要。

2. 契約締結から額の確定までの事務の流れ（概算払の場合）

